

本審査便覧の日本語訳は、欧州特許庁（EPO）の公式出版物である[Guidelines for Examination in the European Patent Office](#)を翻訳したものであり、EPOの許諾を得てJETROが作成し公表するものです。EPOは、この日本語訳に対していかなる責任も有しておりません。また、JETROはこの日本語訳の内容について、正確を期すよう最大限の努力をしているものの、この日本語訳を利用したことによるいかなる損害に対しても責任を負いません。

また、本日本語訳は、参照用のための仮訳であり、最終的な内容の確認、照会についてはその原文（英語、フランス語又はドイツ語）において行われるようお願い致します。仮に、本日本語訳と原文との間で内容に齟齬があった場合には、原文が正しいものとします。

欧州特許庁審査便覧

2012年6月

目次一覧

概要

目次

1. まえがき
2. 解説
 - 2.1 概略
 - 2.2 略語
3. 総論
4. 欧州特許庁における業務
5. 欧州特許庁における出願及び特許の処理の概略
6. 欧州特許条約の締約国
7. 欧州特許条約の非締約国への拡張

A部 方式審査のための便覧

目次

第I章 序文

第II章 出願及び出願時の審査

第III章 方式要件の審査

第IV章 特別規定

第V章 方式審査報告の通知；出願の補正；誤記の訂正

第VI章 出願公開；審査請求；ファイルの審査部への送付

第VII章 言語

第VIII章 共通規定

第IX章 図面

第X章 手数料

第XI章 ファイルの閲覧；ファイルに含まれた情報の通知；欧州特許登録簿の閲覧；認証
謄本の発行

B部 調査のための便覧

目次

第I章 序文

第II章 総論

第III章 調査の特徴

第IV章 調査手続及びその戦略

第V章 欧州特許出願の予備分類（ルーティング）及び公式分類

第VI章 技術水準

第VII章 発明の単一性

第VIII章 調査対象とならない主題

第IX章 調査資料

第X章 調査報告書

第XI章 調査見解書

C部 実体審査での手続事項に関する便覧

目次

第I章 序文

第II章 審査部が実体審査を開始するまでに充足すべき方式上の要件

第III章 審査の第一段階

第IV章 答弁の審査及び後の審査段階

第V章 審査の最終段階

第VI章 期間及び早期審査

第VII章 審査におけるその他の手続

第VIII章 審査部の業務

第IX章 特殊な出願

D部 異議申立及び限定・取消手続のための便覧

目次

第I章 総論

第II章 異議部

第III章 異議申立

第IV章 実体審査に至るまでの手続

第V章 異議申立の実体審査

第VI章 異議申立の審査手続

第VII章 手続の詳細及び特殊性

第VIII章 異議部の決定

第IX章 費用

第X章 限定及び取消手続

E部 一般手続事項に関する便覧

目次

序文

第I章 通知及び送達

第II章 口頭審理

第III章 証拠調べ及び証拠保全

第IV章 口頭審理における手続言語の特例

第V章 欧州特許庁による職権審査；適時に提出されなかった事実、証拠又は理由；第三者による意見書

第VI章 手続の中断及び中止

第VII章 期間，権利の喪失，手続続行及び早期処理，権利の回復

第VIII章 特許協力条約(PCT)に基づく出願

第IX章 決定

第X章 審判

第XI章 欧州特許に関する技術的見解についての国内裁判所からの請求

第XII章 移転, ライセンス, その他の権利等の登録

F部 欧州特許出願

目次

第I章 序文

第II章 欧州特許出願の内容(クレーム以外)

附属書類1 要約を検討するための点検表(II, 2.5参照)

附属書類2 国際慣行によって認められ, 規則49(11)を遵守する単位(II, 4.13参照)

第III章 十分な開示

第IV章 クレーム(第84条及び方式要件)

附属書類 本質的要素に関する事例

第V章 発明の単一性

第VI章 優先権

G部 特許性

目次

第I章 特許性

第II章 発明

第III章 産業上の利用性

第IV章 技術水準

第V章 不利とならない開示

第VI章 新規性

第VII章 進歩性

附属書類 進歩性要件に関する例示一指針

H部 補正と訂正

目次

第I章 補正する権利

第II章 補正の適法性 - 総則

第III章 補正の適法性 - その他の手続事項

第IV章 補正の許容性 - 第123条(2)及び第123条(3)

第V章 補正の許容性 - 例

第VI章 誤りの訂正

概要

目次

1. まえがき
2. 解説
 - 2.1 概略
 - 2.2 略語
3. 総論
4. 欧州特許庁における業務
5. 欧州特許庁における出願及び特許の処理の概略
6. 欧州特許条約の締約国
7. 欧州特許条約の非締約国への拡張

1. まえがき

欧州特許条約(EPC)第10条(2)(a)の規定に従い、欧州特許庁(EPO)長官は、欧州特許庁審査便覧を1978年6月1日付で採用した。

本審査便覧は、欧州特許に関する法律及び実務の進展を参酌して定期的に改訂されており、今後も改訂される。[翻訳省略]なお、改訂版は完全なものといえない。本審査便覧の質を向上させるために、読者から誤記の指摘又は改善の提案があれば、patentlaw@epo.orgまで電子メールでお知らせいただきたい。

欧州特許庁は、インターネットの同ウェブサイト<http://www.epo.org>でも検索可能な電子形式で欧州特許庁審査便覧を公表している。

2. 解説

2.1 概要

本審査便覧の本文は、次の8部から構成されている。

A部：方式審査のための便覧

B部：調査のための便覧

C部：手続の観点からみた実体審査のための便覧

D部：異議申立及び限定・取消手続のための便覧

E部：一般手続事項に関する便覧

F部：欧州特許出願

G部：特許性

H部：補正及び訂正

A部及びC部では、それぞれ方式審査及び実体審査のための手続を扱う。したがって、特にA部は、特許付与及び異議申立手続における方式審査に関する。D部では、異議申立手続に関する手続を扱う。C部及びD部は実体法の観点（出願又は特許及び当該出願に関する発明が充足すべき要件）ではなく、審査及び異議申立手続においてそれぞれ実施すべき手続にのみ関連する。実体法の要件は、本版ではF部、G部、H部で扱う（以下参照）。

E部では、欧州特許庁で行う手続のいくつかの又はすべての段階についての手続事項を扱う。F部では、特許性以外で出願が充足すべき要件、特に、発明の単一性（第82条）、開示の十分性（第83条）、明確性（第84条）及び優先権（第87条から第89条）を扱う。G部では、第52条から第57条で規定されている特許性の要件を扱う。特に、特許性の例外（第

52条(2)及び第53条)，新規性（第54条），進歩性（第56条）及び産業上利用（第57条）を扱う。H部では，補正及び訂正に関連する要件を扱う。特に，証拠能力の問題（規則80及び規則137）及び第123条(2)及び(3)，規則139並びに規則140の遵守に関する。

欧州特許庁公報で公開されている本審査便覧及びその他最新の改訂に関する通知は、以下の通りである。

2012年4月の改訂について：OJ EPO 2012

2010年4月の改訂について：OJ EPO 2010, 230

2009年4月の改訂について：OJ EPO 2009, 336-337

2007年12月の改訂について：OJ EPO 2007,589-592

2005年6月の改訂について：OJ7 EPO 2005,440-443

2003年12月の改訂について：OJ EPO 2003,582-585

2001年10月の改訂について：OJ EPO 2001,464-465

2001年2月の改訂について：OJ EPO 2001,115-116

2000年6月の改訂について：OJ EPO 2000,228-234

1999年7月の改訂について：OJ7 EPO 1999,510-522

本審査便覧の各部は，章に分かれており，各章は更に番号を振った項に，項は更に節に分かれている。他の節の引用は，当該部の関連文字が記載され，これに章（ローマ数字），項，節の順に番号で表す（したがって，たとえば第C章の第V項の第4.6節を引用する場合，C-V,4.6と表記する）。

特記のない欄外で参照されている条文及び施行規則の番号は，記載事項の典拠となる欧州特許条約の条文及び施行規則を表す。参照箇所の記載により多数の欧州特許条約本文を引用しないで済むからである。

言うまでもないが，「彼の(his)」又は「彼は(he)」という語が，審査官，出願人，発明者などに関連して用いられている場合は常に「彼女の又は彼の(her or his)」及び「彼女は又は彼は(she or he)」とそれぞれ理解すべきである。

2.2 略語

本審査便覧では次の略語を使用する。

EPC

欧州特許条約

EPO	欧州特許庁
ESOP	欧州調査見解書（規則62）
OJ EPO	欧州特許庁公報
条(Art.)	第...条
手数料規則(Rfees)	規則手数料に関する規則
WIPO	世界知的所有権機関
PCT	特許協力条約
ISA	国際調査機関
WO-ISA	国際調査見解書
IPEA	国際予備審査機関
IPRP	特許性に関する国際予備報告書
IPER	国際予備審査報告書
EESR	拡張欧州調査報告書
ADA	預金口座に関する措置
AAD	自動引落手続に関する措置
BNS	過去ファイル置換数値システム
備考(rec.)	備考
第69条議定書(Prot.Art.69)	EPC第69条の解釈に関する議定書
集中化議定書(Prot.Centr.)	欧州特許制度の集中化及びその導入に関する議定書
EVL	電子仮想図書館

欧州特許条約の引用は、「2000年11月29日欧州特許条約を改正する法律」及び「欧州特許条約の新条文を採択する2001年6月28日の管理理事会の決定」によって改正された欧州特許条約(OJEPO特別版No.4/2001,56頁以下; No.1/2003,3頁以下; No.1/2007,1-88頁参照), 並びに2006年12月7日の管理理事会の決定によって採択された本条約施行規則(OJ EPO特別版No.1/2007,89頁以下参照)の引用, さらにその結果, 2008年3月6日(OJ EPO 2008, 124), 2008年10月21日(OJ EPO 2008, 513), 2009年3月25日(OJ EPO 2009, 296 及びOJ EPO 2009, 299), 2009年10月27日(OJ EPO 2009, 582), 2009年10月28日(OJ EPO 2009, 585), 及び2010年10月26日(OJ EPO 2010, 568; OJ EPO 2010, 634; 及びOJ EPO 2010, 637)の管理理事会の決定によって修正された欧州特許条約の引用を指す。

必要に応じて, 1991年12月17日の欧州特許条約第63条を改正する法律並びに1978年12月21日, 1994年12月13日, 1995年10月20日, 1996年12月5日, 1998年12月10日及び2005年10月27日の管理理事会の決定によって改正された, 1973年10月5日の欧州特許条約を引用する。

2000年欧州特許条約の条文及び施行規則並びにその項の引用については、たとえば、「第123条第2項」は「123条(2)」、「第29規則第7項」は「規則29(7)」のように表す。1973年欧州特許条約及び同規則、PCTの条文及び施行規則、並びに手数料に関する規則の条文もそれぞれ同様に、たとえば、「1973年EPC54条(4)」、「PCT33条(1)」及び「手数料規則10条(1)」と表す。適切とみなされる場合、すなわち混同を避ける目的でのみ、欧州特許条約の条文及び施行規則に「2000年EPC」を追加表示する。

拡大審判部の決定及び見解については、その頭文字及び番号のみを表示する（「G2/88」など）。技術審判部及び法規審判部の決定についても同様の方法で、たとえば、「T152/82」、「J4/91」、「T169/88」と表示する。なお、拡大審判部の決定及び意見並びに欧州特許庁審判部の決定はすべてインターネット(<http://www.epo.org>)でも公表されている(2002年7月3日付第3部門担当副長官通達、OJEPO2002,442参照)。

自動引き落とし手続に関する措置及びその注釈を含む、預金口座に関する措置及び附属書のは、欧州特許庁公報追補で適宜公開されている。

3.総論

3.1 本審査便覧は、欧州特許条約及びその施行規則に基づいて、欧州出願及び欧州特許の審査の様々な局面において採るべき実務及び手続に関する指針を示す(5.参照)。

PCT出願に関する調査及び審査の実務並びに手続は、国際段階に関する限り、本審査便覧の対象とせず、PCT国際調査及び予備審査便覧で扱う。いつでも適切と考えられるならば、同書に示された選択肢、そして欧州特許庁が受理官庁、国際審査機関及び国際予備審査機関として行動する場合の同選択肢に対処する方法については、欧州特許庁公報及び同ウェブサイト別途公表して通知する。留意されたい重要な点として、欧州特許条約第150条によると、PCTとEPCとの間に抵触が生じる場合は、PCTの規定が優先する。

本審査便覧は、主として欧州特許庁の職員に向けられたものであるが、欧州特許制度の成功は手続を行う当事者又はその代理人と欧州特許庁との協調にかかっているため、そのような当事者又は代理人にも役立つものであることが期待されている。

3.2 本審査便覧は、通常起こり得る事柄を包含することを想定している。したがって、本審査便覧は、一般的な指針を示すに過ぎないものと考えらるべきである。各欧州特許出願又は欧州特許に本審査便覧を適用するのは審査職員の責任であるが、場合によっては審査職員は、その指針から逸脱してもよい。ただし当事者は、本審査便覧又は関連する法律規定の改正があるまでは、欧州特許庁が原則として本審査便覧に沿って行為するものと期待する

ことができる。これらの改正に関する通知は欧州特許庁公報及び同ウェブサイトで公表される。

なお、本審査便覧は法的規定を構成するものではないことにも留意すべきである。欧州特許庁における実務上の最終的な権限については、最初に施行規則、EPC第69条の解釈に関する議定書、集中化議定書、承認に関する議定書、特権及び免責に関する議定書、並びに手数料に関する規則を含む欧州特許条約自体を参照し、次に審判部及び拡大審判部による欧州特許条約の解釈を引用すべきである。

3.3 拡大審判部の決定又は見解が参照された場合は、そこに記された実務が、その決定又は見解を参酌して採用されている旨を読者に対して知らせるものである。これは法規審判部又は技術審判部の決定にも適用される。

3.4 調査に関して欧州特許庁は、特定の国からの国内特許出願についての調査も実施する。本審査便覧B部における指示は大筋で、このような調査にも適用する。

3.5 本審査便覧は、共同体特許条約については扱わない。

4. 欧州特許庁における業務

4.1 欧州特許庁の設立は、特許の歴史における大きな進歩を示している。その評価は、国籍に関係なく協調して共に働き、最善の努力をするすべての職員にかかっている。ただし、特許業界による欧州特許庁の評価の基礎となるのは、何よりも、その調査及び審査である。

4.2 欧州特許庁の職員は、異なる言語を話すのみならず、異なる訓練を受け、異なる特許の背景を有する同僚と働くことになる。国内特許庁での経験を有する者がいることもある。したがって、欧州特許庁のすべての職員は、欧州特許条約に定められた共通制度の下で働いていると認識することが重要となり、これは従前の習慣や思考方法を捨てることを意味する。これは特に、実体審査及び異議申立に携わる審査官にとって重要である。

4.3 欧州特許庁の様々な部門及び同じ部門の様々な職員は、互いに他の者の努力を重複して行わないようにすることも重要である。たとえば、審査部は、受理課で行われた方式審査の結果を点検したり、調査部が行った調査を重複して行ったりすべきではない。本審査便覧の目的の1は、責任の境界がどこにあるかを明確にすることにある。

4.4 欧州特許庁の評価は、質のみならず、業務を処理するスピードにもかかっていることを忘れてはならない。欧州特許条約は当事者に様々な期間を定める。一般的に言って、同

様の期間が欧州特許庁に定められているわけではないが、審査官又は他の職員も、合理的な迅速さをもって行動しなければ、欧州特許制度が成功であったと判断されないこともある。

4.5 最後に、すべての欧州出願及び欧州特許は、その本国及び書かれている言語に拘らず、同等の扱いを受けるべきであることは、あえて述べるまでもない。国際特許制度は、国内的偏りがまったくない場合に限り、信用を得ることができる。

5. 欧州特許庁における出願及び特許の処理の概略

5.1 欧州出願及び欧州特許は、明確に分かれた多数の手順によって処理される。その概略は次のとおりである。

- (i) 出願を欧州特許庁又は国内管轄当局に対して行う。
- (ii) 受理課は、出願に出願日を与えることができるか否かを決定するため、その出願を審査する。
- (iii) 出願の方式審査は、受理課によって行われる。
- (iv) 方式審査と並行して調査部は拡張欧州調査報告書を作成し、その写し1通を出願人に送付する。
- (v) 出願及び調査報告書は、同時又は別個に、欧州特許庁によって公開される。
- (vi) 出願人からの請求、又は出願人に調査報告が送付される前に請求があれば出願人が欧州特許出願の手続を更に進行させる旨の希望を確認したうえで、出願は、審査部が特許を付与するために必要な実体審査及び方式審査に付される。
- (vii) 欧州特許条約の要件が充足された場合は、指定国について欧州特許が付与される。
- (viii) 欧州特許明細書は、欧州特許庁によって公告される。
- (ix) 付与された欧州特許に対しては、何人も異議申立の通知を行うことができる。異議部は異議申立の審査を行った後に、異議申立を却下するか、補正された態様で特許を認めるか、又は特許を取り消すかについて決定する。
- (x) 特許権者は、付与特許の限定又は取消を請求することができる。審査部は、請求が認められるか否かについて決定する。
- (xi) 欧州特許が補正された場合は、欧州特許庁は、そのように補正された欧州特許の新たな明細書を公告する。

5.2 欧州特許庁の第1審の部門による決定が当事者にとって不利なものであれば、欧州特許庁審判部の再審に付すことができる。中間変更の問題として重要な事項を除いて、本審

查便覧は審判手続について扱わない。

6. 欧州特許条約の締約国

欧州特許条約の締約国*(括弧内は批准発効日)は以下の通りである。

アルバニア	2010年5月1日
オーストリア	1979年5月1日
ベルギー	1977年10月7日
ブルガリア	2002年7月1日
クロアチア	2008年1月1日
キプロス	1998年4月1日
チェコ共和国	2002年7月1日
デンマーク ¹	1990年1月1日
エストニア	2002年7月1日
フィンランド	1996年3月1日
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	2009年1月1日
フランス ²	1977年10月7日
ドイツ	1977年10月7日
ギリシャ	1986年10月1日
ハンガリー	2003年1月1日
アイスランド	2004年11月1日
アイルランド	1992年8月1日
イタリア	1978年12月1日
ラトビア	2005年7月1日
リヒテンシュタイン	1980年4月1日
リトアニア	2004年12月1日
ルクセンブルク	1977年10月7日
マルタ	2007年3月1日
モナコ	1991年12月1日
オランダ ³	1977年10月7日
ノルウェー	2008年1月1日
ポーランド	2004年3月1日
ポルトガル	1992年1月1日
ルーマニア	2003年3月1日
セルビア	2010年10月1日

サンマリノ	2009年7月1日
スロバキア共和国	2002年7月1日
スロベニア	2002年12月1日
スペイン	1986年10月1日
スウェーデン	1978年5月1日
スイス	1977年10月7日
トルコ	2000年11月1日
イギリス ⁴	1977年10月7日
(合計38国)	

＊) 最新の欧州特許条約締約国一覧は、欧州特許庁公報第4号で毎年公開される。

注1) 欧州特許条約は、グリーンランド及びフェロー諸島には適用されない。

注2) 欧州特許条約は、フランスの属領マイヨット及び海外領土にも適用される。

注3) 欧州特許条約は、オランダ領シント・マールテン、キュラソー、ボネール、シント・ユースタティウス、サバに適用されるが、オランダ領アルバには適用されない。

注4) 欧州特許条約は、マン島にも適用される。海外各国及び領土においてイギリスを指定した欧州特許の登録に関する詳細については、OJ EPO2004,179を参照。

7. 欧州特許条約の非締約国への拡張

欧州特許出願(直接又はEuro-PCT経由の出願)及びその特許について、拡張手続を行うことができる国は以下の通りである(括弧内は欧州特許庁と締結した各協定の発効日)。

ボスニア・ヘルツェゴビナ(2004年12月1日)

モンテネグロ (2010年3月1日)

欧州特許庁の拡張協定のうち、スロベニア共和国(1994年3月1日発効)、ルーマニア共和国(1996年10月15日発効)、リトアニア共和国(1994年7月5日発効)、ラトビア共和国(1995年5月1日発効)、クロアチア共和国 (2004年4月1日発効)、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 (1997年11月1日発効)、アルバニア (1996年2月1日発効)、セルビア共和国 (2004年11月1日発効) については、これらの国が、2002年12月1日、2003年3月1日、2004年12月1日、2005年7月1日、2008年1月1日、2009年1月1日、2010年5月1日、及び2010年10月1日付でそれぞれ欧州特許条約に加盟した時点で終了した。ただし、これらの日付以前に出願されたすべての欧州出願及び国際出願並びにこうした出願について付与されたすべての欧州特許については、拡張制度が引き続き適用される。